第4回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成27年4月3日(金) 開会 午後3時00分 閉会 午後4時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席
1	山口	友三郎	0	1 1	草場	道 治	0	2 1	口	満 子	0
2	池田	良一	0	1 2	田代	三義	0	2 2	中島	德 雄	0
3	井手	憲一郎	0	1 3	松本	初雄	0	2 3	平林	博 文	0
4	西山	哲	0	1 4	木 須	修	0				
5	内海	敏 光	0	1 5	岸本	熊一	0				
6	米 岡	省子	0	1 6	μп	光 壽	0				
7	松尾	雅宏	0	1 7	古賀	正春	0				
8	前田	節朗	0	1 8	福田	義晴	0				
9	松本	健一郎	0	1 9	江向	信夫	0				
1 0	島田	義 忠	0	2 0	橋口	忠次郎	0				

議事録署名者	11番	草場 道治	
	14番	木須 修	

5. 事務局職員

職	名	氏	名	職	名	氏	名
事務局長		松 岡	猛 彦	書	記	末吉	亜 紀
農地係長		久 保	克 明	書	記	松尾	希 美

6. その他出席者 なし

7. 付議事項

議案	第16号	農地法第5条の申請について (2件)
議案	第17号	農地法第4条の申請について (2件)
議案	第18号	農地法第3条の申請について (11件)
議案	第19号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 30件)
举安	農業経営基盤強化促進法による農地売買	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん
議案	第20号	委員の指名について (1件)
議案	第21号	農地法第5条許可申請書の取下願いについて (1件)

8. 報告事項

報告 第5号 農地法第18条第6項通知の受理について	(1件)
----------------------------	------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。	
	(挨拶)	
議長	それでは、ただいまより第4回農業委員会会議を開会します。	
	本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。	
	次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。	
	今回は11番 草場委員、14番 木須委員です。	
	事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。	
	本日の議案数は、6つです。	
	議案第16号 農地法第5条の申請について 2件	‡
	議案第17号 農地法第4条の申請について 2件	‡
	議案第18号 農地法第3条の申請について 11作	‡
	議案第19号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事	
	業]について 利用権設定 通年 30件	‡
	議案第20号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特	例
	事業に伴うあっせん委員の指名について 1件	‡
	議案第21号 農地法第5条許可申請書の取下願いについて	
	1 作	‡
	また、報告事項は、1つです。	
	報告第5号 農地法第18条第6項通知の受理について 1件	‡
	となっております。	
議長	それでは、議事に入ります。	
	議案第16号 農地法第5条の申請について	
	事務局から説明をお願いします。	

事務局

議案第16号 農地法第5条の申請の申請2件について御説明 します。

議案の1ページ、11番になります。

図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、断面図が4ページになります。

申請地は、新天町です。

譲受人が、駐車場を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、12番になります。

図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図が7ページ、断面図が8ページになります。

申請地は、山代町久原2区です。

譲受人が、駐車場、一時避難所、資材置場を建設するための申請です。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1) のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した

事務局	が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺
	の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当し
	ます。
	議案第16号農地法第5条の申請は以上2件です。
議長	それでは、農地法第5条11番について担当委員から説明をお願
	いします。
担当委員	図面の1番で下の方が南の方になっています。上が北です。上の
	北の申請地という文字があるところに中華料理屋があります。文
	字の上の方に給油所がありまして、給油所から南の方を見て中華
	料理屋、こういう風に見ていただくところです。現場には、今網
	目が入っているところに既にバラスが敷いてあって、その先のス
	トレートのところにはもう草が、雑草が茂っていました。農地と
	いえる代物じゃなくて、今説明があったように駐車場として使う
	ということで現場はそういう風になっています。で、民宿がある
	ところの1階にもう既に申請人の事務所が入っておりまして、そ
	の方がここを求められるということで、現場の農地に差し障りが
	無いものですから認めたところであります。よろしくご審議くだ
	さい。
議長	11番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、12番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	場所はですね、5ページの中学校のですね、北側の方に向かって
	だいたい100mばかりですね、行ったところになります。これ
	は区長さんの方から話がありまして、区は水道事業もやっており
	ますので、その水道の資材をですね、資材置場を欲しいという風
	なことと、それから道がですね、ちょっとそこが突き当たりにな

担当委員

っとりまして、回転する、Uターンするところを欲しい、作りたいということで相談がありました。私もそこに、現場の方に行ってみましたけど、まぁ技術者とか担当の方に問題は無かろうということで、印鑑を押しとるところでございます。よろしくお願いいたします。

議長

12番について、御意見、御質問はございませんか。 < なし>

無いようですので、議案第16号 農地法第5条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ 進達します。

続きまして、議案第17号 農地法第4条の申請2件について事 務局から説明をお願いします。

事務局

議案第17号 農地法第4条の申請2件について御説明します。

議案の2ページ、7番になります。

図面は、案内図が9ページ、字図が10~11ページになります。申請地は、二里町川内地区です。

申請人が、植林するための申請です。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1) のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

事務局	続きまして、議案の2ページ、8番になります。
	図面は、案内図12ページ、字図が13ページ、土地利用計画図
	が14ページ、断面図が15ページ、平面図が16ページになり
	ます。
	申請地は、二里町大里地区です。
	申請人が、共同住宅を建設するための申請です。
	農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)
	のオの(ア)のaの(b)、市役所(支所を含む)から概ね50
	0m以内に該当します。
	許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した
	が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺
	の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当し
	ます。
	議案第17号 農地法第4条の申請については以上2件です。
議長	それでは、7番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	ここの現場は20年ぐらい木を植えてからもう山ですね。もう畑
	というのは名前だけです。私も見に行きましたが、別に問題無か
	です。もう周りが道で周りがもうほとんど裏は山です。ご審議の
	方よろしくお願いします。
議長	7番について、御意見、御質問はございませんか。
	くなし>
	それでは、8番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	昨年までレタスとか野菜を作っておられましたが、もう生産がで
	きない体調となられまして、荒地になっております。ここに集合

担当委員

住宅の考えがありまして本人さんの申請でされております。周りは下水が整備されており、周辺水田には影響ないと思われます。 隣接者の承諾に苦労されたようですが、それも承諾をされたようでアパートを建てるということになったようです。ご審議ください。

議長

8番について、御意見、御質問はございませんか。

くなし>

無いようですので、議案第17号農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。

続きまして、議案第18号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第18号農地法第3条の申請11件について説明します。

議案は3~4ページになります。

議案26番につきましては、議案発送後に申請の取り下げがありましたので、議案から抹消していただき、26番は欠番とさせていただきたいと思います。

31番につきましては、許可後の経営面積が3,245㎡であり伊万里市における下限面積である5,000㎡を下回るため、下限面積要件を満たしておりませんが、現況が一枚になっている土地を隣接農地の所有者である譲受人が自身の土地と一体として利用するための申請であり、「本権利の設定または移転は、その位置、面積、経常等から見て隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地等を現に耕作に供しているものが権利を取得するものである。」に該当し、下限面積要件

事務局

の例外に該当します。

そのほかの案件につきましては、申請事由や経営状況等、全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。

農地法第3条の申請についての説明は以上です。

議長

それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請 については一括審議となっておりますので、議案の3~4ページ を見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願い します。

<なし>

無いようですので、議案第18号農地法第3条の申請11件については許可相当とします。

続きまして、議案第19号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第19号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年30件について、御説明します。

議案の5~7ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。

今回は借受人が21名、貸付人が25名で、面積は、田が67,425㎡、畑が0㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を $8\sim23$ ページに掲げております。

農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上30件です。

議長

議案第19号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年30件について、御意見、御質問はございま せんか。

<なし>

無いようですので、議案第19号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年30件については申出のとおりに決定します。

続きまして、議案第20号農業経営基盤強化促進法による農地売 買等特例事業に伴うあっせん委員の指名1件についての説明を 事務局からお願いします。

事務局

議案第20号農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名1件について御説明します。

議案の24ページの4番です。

案内図と字図が25ページになります。

あっせんの申出が東山代町で出ております。東山代町長浜地区での申出であるため、西部地区担当の西山委員と山口満子委員にあっせん委員をお願いしたいと思います。

あっせん委員となられる方には、大変お手数をおかけする事となりますが、よろしくお願いいたします。

議長

議案第21号農地法第5条許可申請書の取下願い1件について の説明を事務局からお願いします。

事務局	議案第21号農地法第5条許可申請書の取下願い1件について 御説明します。
	議案の26ページ、1番になります。 昨年10月に委員会に上程しました太陽光発電設備の転用申請です。九電との契約が確実である書類が保留になっていましたが、保留になる前に受け付けをしていたことと、九電と協議中ということもありまして、許可相当で県に進達しておりました。その後、県の方でも書類不備で保留になっていましたが、先月、転用者から九電との契約が確実である書類が準備できないということで申請の取り下げ願いを提出されたものです。
議長	議案第21号農地法第5条許可申請書の取下願い1件について、 御意見、御質問はございませんか。
20 番委員	これは大野岳のところですね。
議長	はい、そうです。 その他にございませんでしょうか。 〈なし〉 無いようですので、議案第21号 農地法第5条許可申請書の取 下願い1件ついて承認を戴きましたので、県へ進達します。 議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項 に移ります。 報告第5号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局か ら報告をお願いします。

事務局	報告第5号農地法第18条第6項通知の受理1件について御説
	明します。
	議案は27ページを御覧ください。
	9番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。
	解約後は自作される予定です。
	報告第5号については以上1件です。
 議長	 報告第5号農地法第18条第6項通知の受理1件について、御質
成以	
	問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、これで報告事項を終了します。
	これで、第4回の農業委員会を閉会します。